

令和元年9月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和元年9月26日 木曜日 9時00分開会
2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室
3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	職務代理者	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力	委員	2番	中村 正幸
〃	3番	深田 広文	〃	5番	羽生 友保
〃	6番	杉 為昭	〃	7番	鮫島 繁樹
〃	9番	牛越 紀幸	〃	10番	坂本 江里子
〃	11番	岩本 延男	〃	12番	河本 アツミ
〃	13番	石寺 政和	〃	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 0名

5. 日程表

(1)開 会

(2)開会挨拶

(3)議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第3号 合意解約等について

日程第3 議案第19号 農地法第3条の規定による許可について

日程第4 議案第20号 あっせんについて

日程第5 議案第21号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

(4)そ の 他

(5)閉 会

## (6)会議の概要

9時00分開会

次 第	発 言 者	内 容
1. 開 会	事務局長	おはようございます。それでは定刻、定足数に達しましたのでこれより、令和元年9月西之表市農業委員会定例総会を開催いたします。 開会に当たりまして、会長にごあいさつをいただき、その後の議事進行をお願いいたします。
2. 開会挨拶	会長	(会長挨拶)
3. 議 事	議長	これより本日の会議を開催いたします。 本日の日程は配付しております議事日程のとおりですので、よろしくをお願いいたします。
日程第1 議事録署名委員の指名	議長	まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。 3番委員の深田さん、5番委員の羽生さんを指名します。 よろしくをお願いいたします。
日程第2 報告第3号	議長	日程第2、報告第3号「合意解約等について」事務局に報告を求めます。
	事務局	日程第2、報告第3号「合意解約等について」を説明いたします。資料は1ページです。 今月の合意解約は1番の1件で、台帳現況地目畑、3筆3,484平米の合意解約がありました。以上で説明を終わります。
日程第3 議案第19号	議長	はい、ありがとうございました。それではただいまより議案審議に入ります。 日程第3、議案第19号「農地法第3条に規定する許可について」を議題といたします。事務局議案説明をお願いいたします。
	事務局	日程第3、議案第19号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は2ページです。 今月は賃借権設定2件、所有権移転1件の合計3件の申請がありました。 1番です。住吉形之山地区です。台帳現況地目田の2筆で、合計面積494平米を賃借により3年間借り受けるものです。 2番です。住吉形之山地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,500平米を賃借により6年間借り受けるものです。 3番です。安納軍場地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積373平米を売買により所有権移転するものです。 以上、1番から3番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると認められます。以上で説明を終わります。
	議長	ありがとうございました。それでは続いて担当委員の報告をお願いします。
	3番委員	3番です。私のほうから整理番号1について、報告をいたします。 まず、整理番号1について、9月21日に借り人立ち会いで現地調査を行いました。 借り人は兼業農家であります。現在、サトウキビを3町歩、米を1町3反作付けしているというふうなことでございます。近いうちには、サトウキビを4町にまでは拡大したいなというふうな意向がございました。

		<p>農機具等につきましても、トラクター、米用のコンバイン等一式そろっておりまして、栽培技術も問題ないと思われま</p> <p>貸し人には電話で確認をとっております。以上調査の結果、申請のとおり許可相当と思われま</p> <p>続きまして整理番号2でございます。同じく9月21日借り人立ち会いで現地調査を実施いたしました。借り人はこの方も兼業農家であります。</p> <p>現在、サトウキビを3町5反、米は2反程度作付けしているということでございます。今は兼業農家ですが、本年の12月で定年退職いたしまして、専業農家として生計を立てたいという意向がござい</p> <p>このための、今後サトウキビの生産量を年間300トンを目標に5町程度までは規模拡大を図りたいという意向がござい</p> <p>これからの休耕地の受け入れ先というふうな形でも期待される農家ではないかなと考</p> <p>農機具のトラクター、耕耘機、キビ用の株揃機等一式そろっておりまして、栽培技術も問題ないと思われま</p> <p>貸し人には電話で確認をとっております。</p> <p>以上調査の結果、申請のとおり許可相当等もあります。以上、よろしくお願</p>
	14番委員	<p>14番です。整理番号3につきまして、報告をいたします。</p> <p>9月24日に現地調査し、双方に確認をしております。</p> <p>譲受人は、水稻園芸を中心とした専業農家であります。</p> <p>この農地につきましては、先月、8月、申請予定であったわけですが、3筆のうち1筆この農地が抜けていたということで、今回改めて申請するところ</p> <p>譲渡人に関しましては、ひとり暮らしということで、この農地3筆分が少し荒れてお</p> <p>それを再生事業を使って3筆を現在整備してお</p> <p>この農地につきましては、水稻を植え付ける予定であります。移動の理由の欄の下の方</p> <p>対価について書いてありますが、8月の申請とあわせて3筆でこの金額ということ</p> <p>双方確認いたしました。申請どおり間違いございませんでした。以上です。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局並びに担当、委員のほうから報告がありました。</p> <p>皆さんのほうから本案につきまして、質疑御意見等ありましたら挙手でお願</p>
		(質疑無し)
	議長	<p>無いようですので、質疑を終了いたしまして、採決をしたいと思います。</p> <p>本案の「農地法第3条の規定による許可について」を許可することに賛成の方は挙手をお願</p>
		(全員挙手)
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>全会一致ですので、本案は許可することに決定いたしました。</p>
日程第4 議案第20号	議長	<p>続きまして日程第4、議案第20号「あっせんについて」を議題といた</p>
	事務局	<p>日程第4、議案第20号「あっせんについて」を説明いたします。資料は3ページから5ページ</p> <p>1番「売りたい」の申し出です。場所は上西戸之峯地区です。</p> <p>1段目及び2段目については賃借権が設定されておりますので、設定期間満了か、または合意解約を行わない場合は耕作を</p>

		<p>行うことはできません。4段目については利用状況調査にてA判定となっている農地です。</p> <p>売却金額につきましては固定資産税課税標準額としたいということです。また、あっせん期間については10月末日までということで、相手方から依頼が来ております。</p> <p>あっせん委員につきましては、4番脇田委員と8番日笠山委員にお願いいたします。</p> <p>2番及び3番「貸したい」の申し出です。</p> <p>場所は国上桜園地区です。賃借料については標準額を希望したいとのことです。</p> <p>あっせん委員につきましては8番日笠山委員、12番河本委員にお願いいたします。</p> <p>4番の「売りたい」については、あっせんが決定いたしましたので、ここで報告をいたします。以上です。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまあっせんについての説明に対して、皆さんのほうから何か質問等ありませんか。</p>
		(質疑無し)
	議長	<p>無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくお願ひいたします。</p>
日程第5 議案第21号	議長	<p>続きまして日程第5、議案第21号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局議案説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>日程第5、議案第21号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。</p> <p>まず初めに、利用権の設定を説明いたします。6ページをお開きください。</p> <p>1段目です期間が令和元年10月1日から令和6年9月30日までの5年間、地目畑、面積10,151平米、合計面積10,151平米、利用権の設定をする者3人を受ける者の1人です。</p> <p>内訳については7ページを詳細については8ページから10ページをご覧ください。</p> <p>続きまして、所有権移転を説明いたします。11ページをお開きください。</p> <p>令和元年10月1日に所有権を移転するものです。地目畑及びその他、面積がそれぞれ4,633平米及び1,903平米、合計面積6,536平米、所有権移転する者1人、受ける者の1人です。</p> <p>内訳については12ページを詳細については13ページから14ページをご覧ください。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。15ページをお開きください。</p> <p>1段目です期間が令和元年12月1日から令和4年11月30日までの3年間、地目畑、面積1,900平米、合計面積1,900平米、利用権の設定をする者1人受ける者の1人です。</p> <p>2段目です期間が令和元年12月1日から令和6年11月30日までの5年間、地目畑、面積10,938平米、合計面積10,938平米、利用権の設定をする者5人、受ける者の1人です。</p> <p>3番目です。期間が令和元年12月1日から令和11年11月30日までの10年間、地目畑、面積15,821平米、合計面積15,821平米、利用権の設定をする者5人、受ける</p>

	<p>者の1人です。</p> <p>内訳については16ページを詳細については、17ページから27ページをご覧ください。</p> <p>以上、すべての案件につきまして農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。</p> <p>委員の皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。</p> <p>本案につきまして利用権の設定から所有権の移転まで、順次担当委員の報告をお願いします。</p>
2番委員	<p>2番です。整理番号1、2、3は、利用権の設定を受ける者は一緒ですので、合わせ報告いたします。</p> <p>9月23日朝8時利用権の設定を受ける者立ち会いのもと、現地調査を行いました。</p> <p>利用権の設定を受ける者は、主に安納イモ、サトウキビをつくる、現和校区在住の認定農家です。</p> <p>利用権の設定をする者は3人とも高齢で、農業ができなくなり、今回の申請となったそうです。</p> <p>現地は、現在、1の畑は安納イモ、2の畑はサトウキビ、3の畑は安納イモを植付けています。</p> <p>農業機械についても一式そろっており、経営技術においても何ら申し分ありません。</p> <p>利用権の設定をする者とは電話にて確認をしています。</p> <p>双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。</p>
3番委員	<p>3番です。所有権移転について、報告をいたします。</p> <p>9月20日、譲受人立会で現地調査を行いました。</p> <p>譲受人は、1ターン者でおじ・おばのもとで農業を始めております。認定新規就農者4年目の青年であります。</p> <p>現在は独立した農業経営を行いまして、本年度安納イモ3町歩、スナップエンドウ5反歩、カボチャ1反歩、作付けしております。</p> <p>雇用も、7人ほど確保しておりまして、農繁期に集中してお世話になっているとのことでした。</p> <p>農機具につきましては、おじ・おばの機械を共同利用しているとのことでした。</p> <p>栽培技術面についても、おじ・おばに指導を受けておりますが、今後もおじ・おば並びに関係機関等の、指導等も積極的に受け入れていきたいとのことでした。なお、今後の規模拡大については、雇用が確保できれば考えたいというふうな意向でした。</p> <p>譲渡人は譲受人の父親であります。県外在住のため電話で確認をとりました。</p> <p>以上調査の結果、申請の通り、許可相当等と思われまます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明報告に対しまして、皆さんのほうから何か質疑御意見のある方は挙手でお願いをいたします。</p>
	<p>(質疑無し)</p>
議長	<p>それでは無いようですので、ただいまの件につきまして、「農地利用集積計画の策定に係る意見について」について、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

		(全員挙手)
	議長	はい、ありがとうございました。全会一致でありますので、議案第21号「農用地利用集積計画の策定に係る意見について」は、すべて原案どおり承認することに決定をいたしました。
	議長	以上をもちまして、議事日程をすべて終了いたします。
4. その他	会長	次は、その他であります。事務局のほうから何か。
	事務局	(10月のスケジュールについて、資料により説明) (先進地視察研修について、説明)
	農林水産課	(人・農地プランについて、資料にて説明)
	会長	他に皆様から何かございますか。
5. 閉 会	事務局長	ないようですので、9月の農業委員会定例総会を終了いたします。皆さんお疲れさまでした。

10時11分閉会

西之表市農業委員会会議規程第10条の規定により署名する。

令和 年 月 日

西之表市農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

西之表市農業委員会 3番委員 \_\_\_\_\_ (印)

西之表市農業委員会 5番委員 \_\_\_\_\_ (印)